

## 秋田東警察署汚水処理施設維持管理委託仕様書

この契約による業務処理にあつては以下の仕様によること。また軽微なものは本仕様書に記載されていない事項でも、汚水処理施設維持管理上必要と認めた作業については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

### 1 施設概要等

- (1) 秋田市上北手百崎字内山60-2 秋田東警察署
  - ア 処理方式 流量調整型担体流動方式
  - イ 規模 206人槽
  - ウ 処理性能 20mg/L
  - エ 型式 FXR-206-4型
- (2) 秋田市河辺北野田高屋字上前田表57-5 河辺警察官駐在所
  - ア 処理方式 前ばっ気浮上ろ過好気ろ床方式
  - イ 規模 10人槽
  - ウ 処理性能 20mg/L
  - エ 型式 CXW-10型
- (3) 秋田東警察署No.2ばっ気ブロワ分解整備  
No.2ばっ気ブロワ（アンレット5BER1100）の分解整備
- (4) 秋田東警察署微細目スクリーン修繕  
微細目スクリーン（ツルミ バースクリーンKE-200RR-2.5）の修繕

### 2 実施方法及び実施時期

- (1) 浄化槽法第9条の規定による清掃を実施すること。なお、清掃にあたっては関係法令に定めのある事項を遵守すること。
- (2) 清掃回数は年1回とする。その時期については甲乙協議の上決定するものとする。
- (3) 浄化槽法第8条の規定による保守点検を実施すること。なお、保守点検にあたっては関係法令に定めのある事項を遵守すること。また、保守点検作業は環境省令で定める浄化槽管理士により実施すること。
- (4) 保守点検業務は秋田東警察署にあつては隔週1回、河辺駐在所にあつては年3回とし、その時期については甲乙協議の上決定するものとする。
- (5) 清掃及び保守点検を実施した結果は、書面で報告すること。
- (6) No.2ばっ気ブロワ分解整備及び微細目スクリーン修繕時期については、甲乙協議の上決定するものとする。

### 3 留意事項

- (1) 浄化槽法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 故障、その他破損を認めた場合には、ただちに報告し必要な措置を講ずること。
- (3) 作業実施にあたっては、警察業務に支障をきたさないようにすること。
- (4) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項については甲乙協議の上、決定することとする。